

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題

被害者の安全の確保ときめ細かな自立支援の充実

男女共同参画会議
女性に対する暴力に関する専門調査会

経緯

配偶者暴力防止法の附則第3条(施行後3年を目途とした見直し検討規定)を受け、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会では、平成18年6月以降、計8回の会合を開催し、ヒアリング、各種調査、国民からの意見募集等の結果を踏まえ、配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題を把握・整理。法の見直しに向けた検討や基本方針の見直し等に資するよう、平成19年3月に報告書としてとりまとめ。

現状

- ◆ 相談件数等の状況
 - 配偶者からの暴力に関する相談件数の増加(平成17年度 52,145件)
 - 保護命令発令件数の増加(平成17年 2,141件)
- ◆ 配偶者からの暴力等の状況
 - 身体的な暴力がなくとも脅迫行為で被害者が感じる恐怖心は大きい
 - 追跡された経験のある被害者のうち、6割は電話、メール、手紙による追跡
 - 親族及び支援者等が加害者から危害を加えられた事案発生
 - 当面の生活費の確保等、被害者は様々な困難を抱えている

課題

保護命令の対象の拡大等

保護命令の対象となる暴力に脅迫行為を追加
接近禁止命令により電話、ファックス、手紙、メール等による接触を禁止
保護命令の保護の対象を親族及び支援者等に拡大
保護命令を発したときは、裁判所は配偶者暴力相談支援センターにも通知

被害者のニーズに合致したきめ細かな保護・自立支援の充実

- 自立支援の充実等(母子寡婦福祉資金の貸付制度の利用、就職やアパート等賃借の際の身元保証人)
- 自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化
- 広域的な連携
- 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護・支援
- 子どもに対する支援体制の充実
- 被害者の安全の確保

加害者に対する対策の充実

- 加害者更生のための指導等の実施に向けた調査検討

支援体制の充実等

- 婦人相談所の体制等の充実
- 民間の団体に対する財政的援助等の支援
- 予防啓発